

原議保存期間	30年(令和38年3月31日まで)
有効期限	一種(令和38年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙刑企発第43号
警察庁丙鑑発第6号
令和7年5月26日
警察庁刑事局長

「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則」による犯罪捜査規範の一部改正及び局長通達の読替えについて（通達）

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和7年国家公安委員会規則第10号。以下「改正規則」という。）が、本日、別添のとおり公布された。その要旨及び読替えを行う通達については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正規則の要旨

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）が成立し、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設される規定の整備が行われたところ、犯罪捜査規範（昭和31年国家公安委員会規則第2号）においては、第182条の3第1項について、所要の改正を行った。

なお、改正規則は、令和7年6月1日から施行する（改正規則附則第1条）。

2 通達の読替え

令和7年5月31日以前に発出した局長通達（刑事企画課及び犯罪鑑識官主管分）については、令和7年6月1日以降、別表のとおり読替えをすることとしたので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、文言の削除や追加が必要となる場合には、別途通達を再発出することとしているため、留意されたい。

○国家公安委員会規則第十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年五月二十六日

国家公安委員会委員長 坂井 学

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警察表彰規則の一部改正）

第一条 警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
（警察功章等の返納等）			
第10条 警察功章、警察功勞章又は警察功績章を授与された者が、 <u>拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあったときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。</u>			
第10条 警察功章、警察功勞章又は警察功績章を授与された者が、 <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあったときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。</u>			

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条 犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をつれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
（取調べ等の録音・録画）			
第182条の 3 次の各号のいずれかに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、 <u>刑事訴訟法第301条の2第4項各号のいずれかに該当する場合を除き、取調べ等の録音・録画（取調べ又は弁解の機会における被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することをいう。次項及び次条において同じ。）をしなければならない。</u>			
(1) 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件			
(2) 短期 1 年以上の <u>拘禁刑</u> に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件			
2 [略]			
（少年事件の送致及び送付先）			
第210条 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、 <u>拘禁刑以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。</u> ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。			
2 送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。			
（少年事件の送致及び送付先）			
第210条 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、 <u>禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。</u> ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。			
2 送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。			

(警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正)
第三条 警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改			正			編					
(用語の定義等)						(用語の定義等)					
第2条 略						第2条 同左					
2 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第7条ただし書第1号に規定する「死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。						2 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第7条ただし書第1号に規定する「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。					
(1) 不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪として次に掲げるもの						(1) 同左					
【イ～ト 略】						【イ～ト 同左】					
チ イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの						チ イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの					
(2) 人の生命又は身体に危害を与える罪として次に掲げるもの						(2) 同左					
イ 略						イ 同左					
ロ イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの						ロ イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの					
(3) 前2号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの						(3) 同左					
【イ～ハ 略】						【イ～ハ 同左】					
ト イからハまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの						ト イからハまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの					
備考 表中の「」の記載は注記を要する。											

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正)
第四条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう

改	正	後	改	正	編
(法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合) 第15条の2 法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合 (2) [略]			(法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合) 第15条の2 [同左] (1) <u>懲役</u> 、 <u>禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合 (2) [同左]		

備考 表中の「」の記載は正記しである。

備考 表中の「」の記載は注記を要する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）
第五條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係）

第 号	
届出確認書不交付通知書	
年 月 日付けで届出のあつた下記の営業については、届出 確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律施行規則第44条第2項（第55条第2項及び第66条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定により通知する。	
年 月 日	
住所 殿 公安委員会 印	
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
営 業 所 又 は 受 付 所 の 所 在 地	〒 () () 局 番
(ふりがな)	
営 業 所 の 名 称 又 は 広 告 若 し く は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	
交 付 で き な い 理 由	上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定に より営業を営んではないこととされる区域又は地域 に所在するため。 注) この規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑若しくは 200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

備考
1 受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所
又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではないこととされる
区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
2 不要の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係）

第 号	
届出確認書不交付通知書	
年 月 日付けで届出のあつた下記の営業については、届出 確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律施行規則第44条第2項（第55条第2項及び第66条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定により通知する。	
年 月 日	
住所 殿 公安委員会 印	
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
営 業 所 又 は 受 付 所 の 所 在 地	〒 () () 局 番
(ふりがな)	
営 業 所 の 名 称 又 は 広 告 若 し く は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	
交 付 で き な い 理 由	上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定に より営業を営んではないこととされる区域又は地域 に所在するため。 注) この規定に違反した者は、2年以下の懲役若しくは 200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

備考
1 受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所
又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではないこととされる
区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
2 不要の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（指定講習機関に関する規則の一部改正） 第六条 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			（運転適性指導員） 第五条 法第八十条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 「一・二 略」 三 次のいずれにも該当しない者であること。 「イ・ロ 略」 ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 「四・五 略」		
備考 表中の「」の記載は注記である。			（運転適性指導員） 第五条 「同上」 「一・二 同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 「四・五 同上」		
第七条 （交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正） 交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			（欠格事由） 第二条 「同上」 「一・二 同上」 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第八十条の十八の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者		
（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正） 第八条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			（指定の基準等） 第一条 「同上」 二 「同上」 一 「同上」		
（指定の基準等） 第一条 「略」 二 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。 イ 「略」			（指定の基準等） 第一条 「同上」 二 「同上」 一 「同上」 イ 「同上」		

口 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの 〔1〕〔3〕 略 (4) 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第七十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 〔2〕〔3〕 略 〔3〕〔10〕 略 備考 表中の「」の記載は注記である。		口 〔同上〕 (4) 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第七十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 〔1〕〔3〕 同上 〔2〕〔3〕 同上 〔3〕〔10〕 同上	
（交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正） 第九条 交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			
改 正 後 （交通事故相談員） 第四条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第八十八条の三十一第二項第三号の規定による交通事故に関する相談に応ずる業務（以下この条において「相談業務」という。）に従事させてはならない。 〔一・二〕 略 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） 〔四〕六 略 〔2・3〕 略 （調査員） 第五条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第八十八条の三十一第二項第七号又は第八号の規定による調査の業務（以下この条において「調査業務」という。）に従事させてはならない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） 〔二・三〕 略		改 正 前 （交通事故相談員） 第四条 〔同上〕 〔一・二〕 同上 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） 〔四〕六 同上 〔2・3〕 同上 （調査員） 第五条 〔同上〕 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） 〔二・三〕 同上	
2 〔略〕		2 〔同上〕	

(運転適性指導者) 第六条 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第八条の三十一第二項第九号の規定による運転適性指導の業務（以下この条において「指導業務」という。）に従事させてはならない。 一 〔略〕 二 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） 〔三〇五 略〕 2 〔略〕 備考 表中の「」の記載は注記である。		(運転適性指導者) 第六条 〔同上〕 一 〔同上〕 二 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） 〔三〇五 同上〕 2 〔同上〕 備考 表中の「」の記載は注記である。	
(運転免許取得者等教育指導員) 第二条 法第八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等教育指導員」という。）とする。 一 前条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた者（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類（一般原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動車・軽自動車等。イ(1)及び(2)において同じ。）に係るものに限り。）又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができ、運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。） イ 〔略〕 ロ 次のいずれにも該当しない者 〔(1)・(2) 略〕 (3) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第八十七條の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 二 〔略〕 備考 表中の「」の記載は注記である。		(運転免許取得者等教育指導員) 第二条 〔同上〕 一 〔同上〕 イ 〔同上〕 ロ 〔同上〕 〔(1)・(2) 同上〕 (3) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第八十七條の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 二 〔同上〕 備考 表中の「」の記載は注記である。	

(警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正)
第十一条 警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成十三年国家公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(用語の定義) 第二条 [略]		(用語の定義) 第二条 [同上]	
2 [略]		2 [同上]	
3 第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪」をいう。		3 第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」をいう。	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部改正)
第十二条 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成十四年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(指定) 第四条 犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪被害者等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等(法第二十二條第一項に規定する犯罪被害者等)をいう。以下同じ。が再び平穩な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、次の要件を満たすものについて行う。 「一・二 略」		(指定) 第四条 [同上]	
三 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 「ロ」二 略 「四」十 略		「一・二 同上」 三 [同上] イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 「ロ」二 同上 「四」十 同上	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正)
第十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(児童でないことの確認の方法) 第五条 [略]		(児童でないことの確認の方法) 第五条 [同上]	
2 前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならぬ。 一 次のいずれにも該当しないこと。 イ [略]		2 [同上] 一 [同上] イ [同上]	

口 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 〔ハスト 略〕 〔二・三 略〕 〔3・4 略〕	口 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 〔ハスト 同上〕 〔二・三 同上〕 〔3・4 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正)

第十四条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和四年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(運転免許取得者等検査員) 第二条 法第八十八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運転免許取得者等検査員」という。)とする。 一 〔略〕 二 前条第二号に掲げる方法 次のいずれにも該当する者 イ 〔略〕 ロ 次のいずれにも該当しない者 (1) 〔略〕 (2) 自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第一百七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者	(運転免許取得者等検査員) 第二条 〔同上〕 一 〔同上〕 二 〔同上〕 イ 〔同上〕 ロ 〔同上〕 (1) 〔同上〕 (2) 自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第一百七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。

(警察表彰規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この規則による改正後の警察表彰規則第十条の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この条及び次条第一項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)又は旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

(犯罪捜査規範の一部改正に伴う経過措置)

第三条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為に係る罪に関しては、犯罪捜査規範第二百二十二条第一項ただし書の規定の適用については、旧刑法第十六条に規定する拘留（次項において「旧拘留」という。）に当たる罪は拘留に当たる罪とみなし、この規則による改正後の犯罪捜査規範（次項において「新犯罪捜査規範」という。）第百八十二条の三第一項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれ無期拘禁刑に当たる罪と、短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ短期一年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

2 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新犯罪捜査規範第二百十条の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる犯罪はそれぞれ拘禁刑に当たる犯罪と、旧拘留に当たる犯罪は拘留に当たる犯罪とみなす。

(警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置)

第四条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係るこの規則による改正後の警察官等拳銃使用及び取扱い規範第二条第二項（第一号チ、第二号ロ及び第三号トに係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 当分の間、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑若しくは拘留」とあるのは、「拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留」とする。

(警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置)

第六条 刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る警察官等警棒等使用及び取扱い規範第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この規則による改正前の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪は、この規則による改正後の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪とみなす。

別表

整理番号	発出日	有効期限	原議保存期間	有効期間	文書番号	タイトル	読替え内容（旧）	読替え内容（新）
1	2025/3/21	2030/3/31	5	5	丙刑企発第21号	取調べの録音・録画について	1 録音・録画制度の概要及び運用上の留意事項（法第301条の2及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第182条の3第1項関係） (1) 録音・録画制度の概要 ア 制度対象事件 (7) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件 (4) 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件	1 録音・録画制度の概要及び運用上の留意事項（法第301条の2及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第182条の3第1項関係） (1) 録音・録画制度の概要 ア 制度対象事件 (7) 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件 (4) 短期1年以上の拘禁刑に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件
2	2024/3/19	2029/3/31	5	5	丙鑑発第11号	犯罪経歴証明書の発給について（通達）	第4 警察本部長による証明書の発給 5 警察本部長は、上記4の回答により申請者が犯罪経歴を有しないことを確認した場合には別記様式第2号の証明書を、申請者が犯罪経歴を有することを確認した場合には別記様式第3号の証明書を作成して申請者に交付するものとする。 ただし、次の(1)から(7)までのいずれかの場合に該当する申請者は、当該(1)から(7)までに規定する犯罪については犯罪経歴を有しないものとみなす。 (1) 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過しているとき。 (2) 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過しているとき。 (3) 罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで5年を経過しているとき。 (4) 恩赦法（昭和22年法律第20号）の規定により大赦若しくは特赦を受け、又は復権を得たとき。 (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第125条第1項に規定する反則行為に該当する行為を行った場合であって、同条第2項各号のいずれにも該当しないとき。 (6) 少年法（昭和23年法律第168号）第60条の規定により刑の言渡しを受けなかったものとみなされたとき。 (7) 刑の言渡しを受けた後に当該刑が廃止されたとき。	第4 警察本部長による証明書の発給 5 警察本部長は、上記4の回答により申請者が犯罪経歴を有しないことを確認した場合には別記様式第2号の証明書を、申請者が犯罪経歴を有することを確認した場合には別記様式第3号の証明書を作成して申請者に交付するものとする。 ただし、次の(1)から(7)までのいずれかの場合に該当する申請者は、当該(1)から(7)までに規定する犯罪については犯罪経歴を有しないものとみなす。 (1) 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過しているとき。 (2) 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過しているとき。 (3) 罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を受け、罰金以上の刑に処せられないで5年を経過しているとき。 (4) 恩赦法（昭和22年法律第20号）の規定により大赦若しくは特赦を受け、又は復権を得たとき。 (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第125条第1項に規定する反則行為に該当する行為を行った場合であって、同条第2項各号のいずれにも該当しないとき。 (6) 少年法（昭和23年法律第168号）第60条の規定により刑の言渡しを受けなかったものとみなされたとき。 (7) 刑の言渡しを受けた後に当該刑が廃止されたとき。